

平成20年4月 後期高齢者医療制度が スタート



75歳以上

(一定の障がいがある
方は65歳以上)

の方へ

こんにちは！ 秋田県後期高齢者医療広域連合です

これまででは、75歳(一定の障がいがある方は65歳)以上の方は国保や社会保険などの医療保険に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月からは新たに独立した医療保険となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。この新しい制度を運営していくのが、各都道府県ごとに設置され、すべての市町村が加入する広域連合です。

今までと何が変わるのか

- **お医者さんにかかるときの自己負担はどうなりますか？**
老人保健制度で医療を受けるときと同じで、一般の方は1割(現役並みに所得のある方は3割)負担です。
- **保険料はどうなりますか？**
広域連合ごとに決められ原則として年金から徴収されます。今まで自分で保険料を払っていなかった社会保険などの被扶養者の方も保険料を負担します。
- **現在加入している医療保険はどうなりますか？**
75歳(一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた方は65歳)以上の方はすべて、今加入している医療保険を脱退して、後期高齢者医療制度の被保険者となります。
- **受けられる給付はどうなりますか？**
受けられる給付は、今まで老人保健制度で受けていた給付と変わりません。